

慶弔見舞金支払規程

(部分改正)

協栄コンサルタント株式会社

目 次

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (範囲)
- 第 3 条 (届出義務)
- 第 4 条 (決裁)
- 第 5 条 (重複支給の禁止)
- 第 6 条 (受給資格)
- 第 7 条 (結婚祝金)
- 第 8 条 (出産祝金)
- 第 9 条 (弔慰金)
- 第 10 条 (傷病見舞金)
- 第 11 条 (罹災見舞金)
- 第 12 条 (その他の慶弔見舞金)
- 附 則

慶弔見舞金支払規程

(目 的)

第1条 この規程は、就業規則第43条に基づき当社従業員（社員）に慶弔のあったときの慶弔金及び見舞金の贈与について定めたものである。

(範 囲)

第2条 慶弔金及び見舞金を贈る範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本人の結婚
- (2) 子女の結婚
- (3) 本人又は配偶者の出産
- (4) 本人の業務上の事故による死亡
- (5) 本人の業務外の事故による死亡
- (6) 家族の死亡
- (7) 本人の業務上の事故による傷病
- (8) 本人の業務に起因しない傷病
- (9) 本人の住居が罹災したとき
- (10) その他必要と認められたとき

2. 託従業員、見習従業員、パートタイム従業員、その他臨時に雇用する者については、本規程に準じてその都度決定する。

(届出義務)

第3条 従業員又は、その関係者が、この規程の定めるところにより慶弔金見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を提示し、その都度会社に届け出なければならない。

(決 裁)

第4条 第3条の届出を受けた人事を担当する長は、速やかに必要な証明資料を添え社長の決裁を受けて処理するものとする。

(重複支給の禁止)

第5条 本規程による慶弔見舞金は、1家族2名以上勤務している者にかかる同一支給事由の場合は、原則として重複して支給することはしない。

(受給資格)

第6条 この規程の適用は、3ヶ月以上在籍する正規従業員に限るものとし、臨時の従業員等は第2条第2項にて決定をする。

(結婚祝金)

第7条 1. 本人の結婚

従業員が結婚したときは、次の各号により結婚祝金を贈る。但し、再婚の場合は半額とし、復縁の場合は贈与しない。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 勤続1年未満の者 | 10,000円 |
| (2) 勤続1年以上の者 | 20,000円 |
| (3) 勤続3年以上の者 | 30,000円 |
| (4) 勤続5年以上の者 | 50,000円 |

2. 結婚のための退職者

従業員が結婚と同時に退職するとき、又は結婚のため退職し、二ヶ月以内に結婚したときは次の各号により結婚祝金を贈る。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 勤続1年未満の者 | 5,000円 |
| (2) 勤続1年以上の者 | 10,000円 |
| (3) 勤続3年以上の者 | 20,000円 |
| (4) 勤続5年以上の者 | 40,000円 |

(出産祝金)

第8条 1. 従業員又は、その配偶者が出産したときは、次の各号より出産祝金を贈る。

- | | |
|--|---------|
| (1) 第1子 | 10,000円 |
| (2) 第2子以降 | 5,000円 |
| (3) 双生児の場合は、前各号の2.0倍の金額とする | |
| (4) 死産(6ヶ月以上の胎児)の場合又は生後7日以内に死亡したときは、前各号の半額とする。この場合は、第9条による弔慰金を支給しない。 | |

2. 出産のための退職者

女子従業員が出産のため退職した場合は、出産した時に次の各号より出産祝金を贈る。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 勤続1年以上の者 | 5,000円 |
| (2) 勤続3年以上の者 | 10,000円 |
| (3) 勤続5年以上の者 | 20,000円 |

(弔慰金)

第9条 従業員が業務上の事故による死亡の場合は、次の各号により弔慰金を支給する。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 勤続年数1年未満 | 100,000円 |
| (2) 勤続年数1年以上 | 150,000円 |
| (3) 勤続年数5年以上 | 300,000円 |
| (4) 勤続年数10年以上 | 500,000円 |

2. 従業員が業務に起因しない事由にて死亡の場合は、次の各号により慶弔金を支給する。

- (1) 勤続年数1年未満 50,000円
- (2) 勤続年数1年以上 100,000円
- (3) 勤続年数5年以上 200,000円
- (4) 勤続年数10年以上 300,000円

3. 従業員の家族が死亡の場合は、次の各号により慶弔金を支給する。

①従業員が主となって葬祭を営む場合

- (1) 配偶者死亡のとき 50,000円
- (2) 子女及び父母（養子の場合は養父母）死亡のとき 40,000円
- (3) 兄弟姉妹、祖父母、孫、養子の場合の実父母又は配偶者の父母死亡のとき 20,000円

②従業員が主となって葬祭を営まない場合は、前各号の半額を支給する。

（傷病見舞金）

第10条 1. 業務上の傷病見舞金

- (1) 欠勤1週間以上の場合 10,000円
- (2) 欠勤1ヶ月以上の場合 30,000円
- (3) 欠勤2ヶ月以上の場合 60,000円

2. 業務外の傷病見舞金

- (1) 欠勤1週間以上の場合 5,000円
- (2) 欠勤1ヶ月以上の場合 10,000円
- (3) 欠勤2ヶ月以上の場合 20,000円

（罹災見舞金）

第11条 従業員の住宅が罹災した場合は、次の区分により見舞金を贈る。

区 分		家屋の全焼全壊又は、全流失	家屋の半焼半壊又は、半流失	家屋の床上浸水等状況に応じて
世帯主にして扶養家族のある場合	自己所有の家屋	200,000	100,000	50,000
	借 家	100,000	50,000	30,000
	間借り又は同居	50,000	20,000	10,000
世帯主でないもの及び独身者の場合	自己所有の家屋	100,000	50,000	25,000
	借 家	50,000	30,000	15,000
	間借り又は同居	25,000	20,000	10,000

（その他の慶弔見舞金）

第12条 前各条に定めのないものでも、状況により贈与の必要あるときは、社長がその都度

決定する。

附 則

平成 21 年 4 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日改正